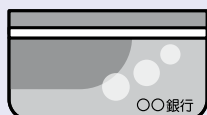


1 特約保険料の払込方法



特約保険料の払い込みには、次の方法があります。特約保険料は、基本契約の保険料の払込方法と同じ方法で払い込みください。ただし、一時払終身保険（告知不要型）に特約を付加した場合の特約保険料の払込方法は、基本契約の保険料の払込方法によらず次の①または③の方法となります。

① 口座振替による払い込み

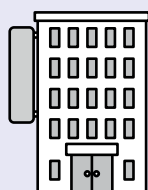


- 指定の金融機関（当社が提携している金融機関に限ります。）の口座から一定の期日（振替日）に自動的に保険料を払い込む方法

（注）保険料領収証は発行しません。
（振替結果は通帳などで確認してください。）

② 団体を通じての払い込み

一部取扱いができない場合があります。



- 勤務先などの所属する団体を通じて保険料を払い込む方法

（注）その団体と当社との間に団体取扱いに関する協定が締結されている場合に限ります。

（注）保険料領収証は個々のご契約者には発行しません。

（注）無解約返戻金型の特約を付加した場合、基本契約の保険料払込期間満了後は、団体を通じての特約保険料の払い込みはできません。

（注）無配当先進医療特約（無解約返戻金型）を付加した場合、団体を通じての保険料の前納払込み※①はできません。

<団体を通じての払い込みができない基本契約>

長寿支援保険、年金保険および2023年4月1日以降に新たに申し込んだ学資保険（H24）

③ 窓口での払い込み



- 指定の郵便局または当社の支店にて保険料を払い込む方法



ご注意

- 保険料の払込方法を変更したときは、保険料が変更となることがあります。例えば、口座振替による払い込みから窓口での払い込みに変更したときは、保険料が高くなる場合があります。
- 当社の承諾を得た場合を除き、郵便局または当社の支店から伺う集金人に払い込む方法（集金人を通じての払い込み）の取り扱いはありません。
- 当社の定める条件を満たさなくなったときは、当社は保険料の払込方法を変更することがあります。例えば、口座振替による払い込みから窓口での払い込みに変更することがあります。

■ 約款参照……………口座払込に関する特別条項、団体払込に関する特別条項、集金払込に関する特別条項、災害「第10条」、災害（低減型）・災害（無解返）「第11条」、災害（学資）「第9条」、傷医「第12条」、傷医（低減型）「第13条」、傷医（無解返）「第13・43条」、傷医（学資）「第12条」、総医「第14条」、総医（低減型）「第15条」、総医（無解返）「第15・48条」、総医（学資）「第14条」、緩和型総医（無解返）「第14・47条」、先進（無解返）「第12・44条」

※① しおり63P参照…前納払込みとは、将来の保険料をまとめて払い込む方法です。「保険料の前納払込み」のページをご覧ください。

2 保険料の前納払込み



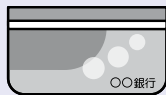
将来の保険料を当月分と合わせて3カ月分以上まとめて払い込むと、保険料の割引をします。割引額は、金利の変動などに応じて見直し、金融情勢などによっては割引をしない場合があります※①。

- 次の場合は、「口座振替による払い込み」および「金融機関の払込票」により、将来の保険料をまとめて払い込むことができます。

なお、無配当先進医療特約（無解約返戻金型）を付加している契約は、無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の保険料払込期間（最長10年）を超えて前納払込みすることはできません。

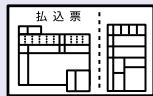
※無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の特約保険料が払込免除となった後、他の保険料の払い込みが残っている場合は、この制限を設けません。

口座振替による 払い込み



- 当月分と合わせて**1年以下**の保険料をまとめて払い込む場合
- 保険料の払い込み中に、保険料払込期間の残期間すべての保険料をまとめて払い込む場合

「金融機関の 払込票」による 払い込み



- 当月分と合わせて**1年以上**の保険料をまとめて払い込む場合
- 保険料の払い込み中に、保険料払込期間の残期間すべての保険料をまとめて払い込む場合

- 特約保険料は、特約を付加した基本契約（一時払終身保険（告知不要型）を除く）の保険料と合わせて、同一月分を払い込んでください。ただし、無解約返戻金型の特約は、基本契約の保険料払込期間満了までの基本契約の保険料を払い込む場合において、その期間を超えて特約保険料を払い込むときは、基本契約の保険料と同一月分である必要はありません。
- 無解約返戻金型の特約の場合、基本契約の保険料払込期間満了後に払い込みいただく特約保険料についても、将来の保険料をまとめて払い込むことができます。
- 無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の特約保険料のみ払い込み中の場合は、この特約の保険料払込期間（最長10年）満了までの保険料を一括して前納払込みする必要があります。



ご注意

- 前納払込みのご利用に際しては、所定の条件を満たすことが必要です。契約内容によっては取り扱いできない場合があります。

■ 約款参照……災害「第12条」、災害（低減型）・災害（無解返）「第13条」、災害（学資）「第11条」、傷医「第14条」、傷医（低減型）・傷医（無解返）「第15条」、傷医（学資）「第14条」、総医「第16条」、総医（低減型）・総医（無解返）「第17条」、総医（学資）・緩和型総医（無解返）「第16条」、先進（無解返）「第14条」

※① Web参照…割引額は金融情勢などにより変動することがあります。

具体的な「前納払込保険料」は、当社Webサイト（<https://www.jp-life.japanpost.jp/>）をご覧ください。

3 保険料の払込猶予期間・契約の失効など



保険料の払い込みが遅れると、契約は効力を失います。

- 保険料は「**払込時期**」内に払い込んでください。一時的に保険料の払い込みに差し支えがあるときは、「**払込猶予期間**」が設けられています。
- 「**払込猶予期間**」内に保険料の払い込みがないときは、「**払込猶予期間**」の最終日の翌日に契約は効力を失います（「失効」といいます。）。
※特約保険料のみ払い込み中の場合は、特約のみ失効します。
- 無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の更新後、この特約の第1回特約保険料の「**払込猶予期間**」内に特約保険料の払い込みがないときは、「**払込猶予期間**」の最終日の翌日にこの特約を解除します。
- 契約が失効または解除になった場合、保障はなくなり、保険金の受け取りや保険料の払込免除はできなくなります。

●保険料の払込時期および払込猶予期間の例

月ごとの契約応当日:各月1日

【例①】第2回以降の保険料



9月分保険料は9/1から9/30の間に払い込んでください。払込猶予期間の最終日11/30までに、9月分保険料の払い込みがないときは12/1に契約は効力を失います。

失効後1年以内であれば契約の復活※①を申し込むことができます。

【例②】更新後の無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の第1回特約保険料

更新日:9月1日



更新後の無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の第1回特約保険料は9/1から9/30の間に払い込んでください。払込猶予期間の最終日11/30までに、特約保険料の払い込みがないときは12/1にこの特約を解除します。

■約款参照……………災害「第10・18条」、災害（低減型）・災害（無解返）「第11・19条」、災害（学資）「第9・17条」、傷医「第12・20条」、傷医（低減型）・傷医（無解返）「第13・21条」、傷医（学資）「第12・20条」、総医「第14・25条」、総医（低減型）・総医（無解返）「第15・26条」、総医（学資）・緩和型総医（無解返）「第14・25条」、先進（無解返）「第12・23条」

※①しおり66P参照…「契約の復活」



- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の更新後の第1回特約保険料の払い込みがない場合、特約保険料の払込免除や特約保険金の支払いはできません。
- 当社の商品には、保険料の自動振替貸付制度(保険料の払い込みができなくても、そのときの解約返戻金の範囲内で自動的に保険料が立て替えられる制度)の取り扱いはありません。
- 貸し付けを受けるときは、ご契約者による請求が必要です。

上記のほか、次の場合などに特約は失効します。

- 基本契約が失効したとき
- 特約保険金の支払額が限度に達したとき
- 基本契約の変更に伴い特約基準保険金額が変更となる場合において、変更後の特約基準保険金額が当社の定めた最低保険金額に満たないとき
- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)を付加している場合において、同時に付加されている以下の特約が失効(特約のみの転換により消滅したときを除く)したとき

- ・ 無配当総合医療特約
- ・ 無配当総合医療特約(解約返戻金低減型)
- ・ 無配当総合医療特約(無解約返戻金型)
- ・ 無配当総合医療特約(学資保険(H24)用)
- ・ 無配当総合医療特約(R04)
- ・ 無配当総合医療特約(R04)(解約返戻金低減型)
- ・ 無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型)
- ・ 無配当総合医療特約(R04)(学資保険(H24)用)

4 契約の復活



第2回以降の保険料の払込猶予期間内に保険料を払い込まなかったことにより契約が失効した場合、「失効後1年以内」であれば復活(基本契約・特約を有効な状態に戻すこと)の申し込みができます。

(1) 契約の復活とは

- 第2回以降の保険料の払込猶予期間内に保険料を払い込まなかったことにより基本契約・特約が失効した場合、「失効後1年以内」かつ所定の条件を満たすことにより、基本契約・特約を復活することができます。
- 特約を復活する場合、基本契約と同時に特約が失効したときは基本契約と併せて復活の申し込みを行う必要があります。また、特約のみ失効した場合において複数の特約を復活するときは、復活する特約すべてについて同時に復活の申し込みを行う必要があります。
- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)が、以下の特約と同時に失効した場合に、無配当先進医療特約(無解約返戻金型)を復活するときは、付加されていた以下の特約と併せて復活の申し込みを行う必要があります。

- | | |
|-------------------------|------------------------------|
| ・ 無配当総合医療特約 | ・ 無配当総合医療特約(R04) |
| ・ 無配当総合医療特約(解約返戻金低減型) | ・ 無配当総合医療特約(R04)(解約返戻金低減型) |
| ・ 無配当総合医療特約(無解約返戻金型) | ・ 無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型) |
| ・ 無配当総合医療特約(学資保険(H24)用) | ・ 無配当総合医療特約(R04)(学資保険(H24)用) |

(2) 必要な手続き

- 復活を申し込むときは、健康状態などについてあらかじめ「告知」が必要です(契約内容によっては、告知が不要な場合があります。)
- 払い込みがなかった期間の保険料(長寿支援保険および年金保険の場合は利息を含みます。以下、このページでは同じ。)を払い込んでください。
- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の復活申し込みをする際に、この特約にかかる特約保険料のみ払い込む必要がある場合は、払い込みがなかった期間の特約保険料と合わせて、復活後のこの特約の保険料払込期間満了までの特約保険料を一括して払い込む必要があります。

(3) 復活の保障(責任)開始の時期※①

- 復活を当社が承諾したときには「払い込みがなかった期間の保険料の払い込み」および「告知」がともに完了した時から、契約上の保障(責任)が開始となります。なお、告知が不要な基本契約・特約のみを復活したときには「払い込みがなかった期間の保険料の払い込み」が完了した時から、契約上の保障(責任)が開始となります。



- 失効による返戻金を請求したときや復活により保険金額、年金額、特約保険金額が加入限度額※②を超えると、または年金支払事由発生日以後であるときなどは、契約の復活はできません。
- 健康状態などによっては、復活できない場合もあります。
- 契約の復活の申し込みのときには、クーリング・オフ制度※③は適用されません。

■ 約款参照……………無配当災害特約(4種類)・無配当傷害医療特約(R04)(4種類)・無配当総合医療特約(R04)(4種類)・緩和型総医(無解返)・先進(無解返)「第15章」

※① 約款参照……………災害「第32・41条」、災害(低減型)・災害(無解返)「第33・42条」、災害(学資)「第29・37条」、傷医「第32・42条」、傷医(低減型)「第33・43条」、傷医(無解返)「第33・44条」、傷医(学資)「第32・41条」、総医「第37・48条」、総医(低減型)「第38・49条」、総医(無解返)「第38・50条」、総医(学資)「第37・46条」、緩和型総医(無解返)「第37・48条」、先進(無解返)「第33・45条」

※② しおり24P参照…「特約保険金の加入限度額」

※③ しおり28P参照…「クーリング・オフ制度」

5 保険料の払い込みが難しい場合

保険料の都合がつかない場合でも、契約を有効に継続する方法があります。

保険料の負担を軽くしたいとき

① 特約保険金額の減額変更 ※①

特約の保険金額を減らすことで、以後の保険料を少なくする方法です。この場合、減額した部分の特約の保障はなくなります。

※無解約返戻金型の特約を付加している場合、減額した部分の返戻金はありません。

※無配当先進医療特約(無解約返戻金型)については、減額変更の取り扱いはありません。

② 特約の解約 ※②

特約を解約することで、以後の保険料を少なくする方法です。この場合、解約した特約の保障はなくなります。

なお、無解約返戻金型の特約を付加している場合、解約したときの返戻金はありません。

③ 保険料払済契約への変更 ※③

基本契約の保険料の払込期間中に保険料の払い込みを中止し、保険料払済契約への変更時の解約返戻金に基づき、保険金額を減額する方法です。



- 利用に際しては、当社の定めた条件の範囲内での取り扱いとなります。
- 特約を解約した場合、以後、同一の特約または類似の特約は中途付加できなくなります。
(例えば、無配当災害特約を解約したあと、再度無配当災害特約を中途付加することはできません。また、無配当傷害医療特約(R04)を解約したあと、無配当総合医療特約(R04)を中途付加することはできません。)
- 基本契約を保険料払済契約に変更した場合において、以下のときは特約の保障がなくなります。
 - ①変更後の特約基準保険金額が当社の定めた最低保険金額に満たないとき
 - ②付加されている特約が無解約返戻金型るとき
- 基本契約の保険金額の減額変更をした場合において、特約の保険金額が減額されることがあります。

※①しおり・約款参照…「現在の契約の解約・減額などを前提に特約の申し込みを検討されているお客さまへ」(30ページ)、災害「第24条」、災害(低減型)・災害(無解約返)「第25条」、災害(学資)「第21条」、傷医「第24条」、傷医(低減型)・傷医(無解約返)「第25条」、傷医(学資)「第24条」、総医「第29条」、総医(低減型)・総医(無解約返)「第30条」、総医(学資)・緩和型総医(無解約返)「第29条」

※②しおり・約款参照…「特約の解約と返戻金」(72ページ)、災害「第28条」、災害(低減型)・災害(無解約返)「第29条」、災害(学資)「第25条」、傷医「第28条」、傷医(低減型)・傷医(無解約返)「第29条」、傷医(学資)「第28条」、総医「第33条」、総医(低減型)・総医(無解約返)「第34条」、総医(学資)・緩和型総医(無解約返)「第33条」、先進(無解約返)「第29条」

※③約款参照……災害「第23条」・「別表4」、災害(低減型)・災害(無解約返)「第24条」・「別表5」、災害(学資)「第20条」・「別表4」、傷医「第23条」・「別表3」、傷医(低減型)「第24条」・「別表5」、傷医(無解約返)「第24条」・「別表4」、傷医(学資)「第23条」・「別表3」、総医「第28条」・「別表3」、総医(低減型)「第29条」・「別表5」、総医(無解約返)「第29条」・「別表4」、総医(学資)「第28条」・「別表3」、先進(無解約返)「第26条」・「別表7」